

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(10月分～12月分)

令和4年12月31日現在

令和4年10月1日～令和4年12月31日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 8件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月7日	【参考送付】労働基準法施行規則の一部を改正する省令案(資金移動業者の口座への賃金の支払の解禁)についての会長声明	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	2022年10月26日、厚生労働大臣は、労働政策審議会に、資金移動業者の口座への賃金支払(以下「賃金ペイ払い」という。)解禁を内容とする「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」を諮問し、同審議会は概ね妥当と答申した。 賃金ペイ払いについては、2021年4月19日の厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会において制度設計案が示されたが、これに対し当連合会は、同制度設計案は、現金払いと同等の労働者保護が確保されておらず、不適切な業者の参入、不正利用の際の補償、個人情報やプライバシー等への悪影響、悪質取引の決済への使用等といった事態への適切な対応も図られていないため、これらの問題を解決することなく導入することに反対する旨の意見を表明した。 しかし、今回の省令案は、その昨年の制度設計案を基本的に踏襲する内容となっていることから、当連合会は、これら多くの問題を解決することなく賃金ペイ払いを導入することに反対する。
11月14日	5年後見直し規定に基づく特定商取引法の見直しと抜本的な改正を求めます！	全国消費者行政ウォッチねっと	平成28年改正の際に規定された附則第6条に基づく5年後見直しを早急に行い、以下の内容を中心とした特商法の抜本的改正を行うことを求める。 1. 訪問販売や電話勧誘販売について、「およびでない勧誘」(不招請勧誘)への規制を見直し、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度(いわゆるDo Not Knock、Do Not Call制度)を導入すること。 2. SNS等を通じたインターネット通販の勧誘について、クーリング・オフや勧誘規制等電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、SNS事業者等に対し、消費者トラブル発生時における販売店に関する情報の開示を義務付けること。 3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防・救済のための規制を強化すること。
11月22日	SNSを利用して行われる取引に関する意見書	関東弁護士会連合会 理事長 若林 茂雄	当連合会は、令和4年8月に内閣府消費者委員会が公表した「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ報告書」の内容に基本的に賛成の意見を示すとともに、以下のとおり、法改正や法の厳正な執行等を求める。 1. SNSのメッセージによって勧誘がなされる取引類型については、通信販売の特別類型として定め、電話勧誘販売と同程度の勧誘行為規制や民事ルール(クーリング・オフ等)を新設する法改正を求める。 2. 消費者庁においては、電話勧誘販売に該当する取引類型についての明確化及び関係事業者への周知徹底を図るとともに、電話勧誘販売規制への違反行為について、法の厳正な執行を行うことを求める。 3. 販売業者等と業務委託等の一定の関係性を有する「第三者」の不当な広告・勧誘を直接行政規制の対象とするとともに、特定商取引法(以下「特商法」という。)において、「第三者」に関する民事ルール(取消権等)を設ける法改正を求める。 4. 特商法第11条の表示義務に違反する販売業者等に対し執行を強化するとともに違反行為について周知をすることにより、同条の表示義務を遵守させること、特商法第11条に基づく販売業者等の氏名等の表示事項を、一連の購買プロセスにおいて消費者が容易に認識することができる場所に表示させることを徹底させること、さらに、外国に住所を有する個人が販売業者である場合に、国内に事業所等がない場合には国内に住所を有する代理人の設置を義務付け、外国会社の場合は国内に住所を有する代表者の、外国に住所を有する個人の場合は国内に住所を有する代理人の住所及び電話番号を特商法第11条の表示の対象にするよう法改正することを求める。 5. 消費者庁が、SNS事業者に対して、速やかに以下のことを実行するよう働きかけることを求める。 ① SNSにおけるモニタリングや違反行為への対応を一層強化すること等、利用規約等の自主ルールの実効性を確保するための取組を進めること ② 消費者庁等が注意喚起等によって発信する情報に基づいて、SNSのユーザーに対して積極的に周知し、注意喚起を広めることでユーザーの保護につなげること ③ 消費者からの苦情受付窓口を設置し、苦情内容については調査の上、適切に対処すること
12月5日	5年後見直し規定に基づく特定商取引法の見直しと抜本的な改正を求め意見書	特商法の抜本的改正を求める全国連絡会	平成28年改正の際に規定された附則第6条に基づく5年後見直しを早急に行い、以下の内容を中心とした特商法の抜本的改正を行うことを求める。 1. 訪問販売や電話勧誘販売について、事前拒否者に対する勧誘を禁止する制度(いわゆるDo Not Knock、Do Not Call制度)を導入すること。 2. SNS等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、クーリング・オフや勧誘規制等電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、SNS事業者等に対し、消費者トラブル発生時における通信販売業者・勧誘者に関する情報の開示を義務付けること。 3. マルチ取引(連鎖販売取引)について、国による登録・確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防・救済のための規制を強化すること。
12月5日	消費者トラブル防止に関する要望書「ネット取引・デジプラなんでも110番を実施して」	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS) 110番実行委員会 委員長 木村 嘉子	NACSは創設以来時宜を得たテーマで毎年110番活動を実施している。令和4年の110番事業は、成年年齢引き下げをにらみながら、「ネット取引」の中でもデジタルプラットフォームを介した問題にフォーカスし、幅広い分野でのネット取引に係る相談を受け付けた。寄せられた相談、苦情内容を集計、抽出、分析し、その背景にある問題点を精査する中で下記のとおり意見・提言を取りまとめた。本書面による意見・要望が消費者被害の未然防止並びに消費者政策に反映されることを期待する。 1. 特定商取引法: 通信販売におけるインターネット通販の規制の強化を求める。 2. 副業、情報商材、連鎖販売取引等の契約において、特定商取引法、景品表示法の規制の強化を求める。 3. 「取引DPF消費者保護法」を柔軟かつ迅速に改正して育てていくこと、及びデジタルプラットフォーム運営事業者がトラブルに関与するための法整備を求める。 4. SNS上でのトラブルや誹謗中傷を受けた場合、迅速な解決に向けた取組を求める。 5. 警察と消費者庁、経済産業省等の連携で、詐欺的な悪質事業者の取締強化を求める。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月19日	景品表示法検討会報告書 骨子(案)への意見	一般社団法人全国消費者団体連絡会	<p>全国消団連は、第9回景品表示法検討会にて示された報告書骨子(案)に概ね賛成しつつ、以下の点について改めて意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【事業者の自主的な取組の促進(確約手続の導入)】について 確約手続の導入にあたっては、確約手続の基準を示すとともに、消費者の被害回復に資するよう返金措置を盛り込んだ上で、広く消費者保護に資する実効性のある制度とすることを求める。また、確約手続が行われた事案については公表することを求める。併せて、確約手続の導入に伴い、執行力が弱まることのないよう消費者庁の体制強化を求める。 ・【適格消費者団体との連携】について 景品表示法における措置命令事案について特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟の提起を検討するため、特定適格消費者団体に対して情報提供できる制度とすることを、本検討会において盛り込むことを求める。 ・【課徴金の対象の拡大】について 「おとり広告」などの指定告示に係る表示について、措置命令が行われても違反行為を繰り返すような場合には、課徴金制度を含めた更なる厳しい措置について、中長期ではなく早期に検討することを求める。 ・【デジタルの表示の保存義務】について 消費者が商品や役務の取引を行うにあたり判断の情報源となる広告表示については、取引の信義則の観点から、一定期間の保存及び改ざん防止の規定を努力義務として設けることを求める。
12月19日	【参考送付】不当景品類及び不当表示防止法の更なる改正等を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<p>当連合会は、景品表示法検討会報告書の内容及びこれに続く景表法改正法案の策定内容が適切なものとなるよう、以下のとおり意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 景表法の自主報告制度の拡張又は確約手続類似の制度導入の可否 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不当表示による消費者被害の発生・拡大を迅速に事前抑止するとともに、自主返金制度による被害回復を有効に機能させるためには、「消費者庁の調査開始前に、課徴金対象行為を行った事業者が自主的に一定の対応(早期の違反行為の中止等)をとった場合には、措置命令及び課徴金納付命令を行わないこととする制度」の導入が検討されるべきである。 (2) 独禁法上の確約手続に類似する制度(以下「確約類似制度」という。)の導入も一定のメリットがあり、否定するものではない。 (3) 確約類似制度を導入するとすれば、確約手続の透明性を確保すること、確約計画を遵守しなかった事業者に対しては場合により制裁を課することが可能な制度を設けるべきこと、効果的な確約計画を策定するために必要な事項を公表して広く第三者からの意見募集を行うことなどが必要である。 2. 不当表示規制の対象範囲の拡張について <ol style="list-style-type: none"> (1) 優良誤認表示・有利誤認表示の文言の中に読み込んで適用されている「打消し表示」の懈怠又は不足という形態の不当表示については、上記2種の不当表示類型から切り離し、新たに「打消し表示の懈怠・不足類型」としての明文規定を設けるべきである。 (2) いわゆる「ダークパターン」(消費者がインターネットサイトを通じて取引を行うに際し、気付かない間に誤解や錯覚に陥らされ、不利・不合理な判断・意思決定に誘導されてしまうような事業者サイトの悪質なWebデザイン)について、新たな類型の指定告示事項として取り込むことが可能かどうか検討を進めるべきである。 (3) SDGs等の公益的観点からの消費者の選択行動の基礎となる商品情報の不当表示に関し、新たな類型の指定告示事項として取り込むことが可能かどうか検討を進めるべきである。 3. 適格消費者団体・特定適格消費者団体がその権限を適切に行使するために必要な制度について <ol style="list-style-type: none"> (1) 景表法に違反する事案に関して行政庁が有する情報について、その性質等に応じて、適格消費者団体や特定適格消費者団体に提供する制度を創設するべきである。 (2) 行政庁が、事業者に対して景表法上の措置命令、課徴金納付命令及び対象消費者への返金措置等命令を発した事案に関して行政庁が保有する情報について、特定適格消費者団体への提供を法制度上可能とするべきである。 (3) 適格消費者団体の差止訴訟につき、適格消費者団体が求めた場合に、事業者が合理的な根拠を示す資料を提出する義務を定めること等が必要である。 (4) 景表法31条の「協定又は規約」の新設、変更、取消しについて、これらを要請し、あるいは意見を述べる権限と機会を、消費者や適格消費者団体等に付与すべきである。 (5) 適格消費者団体の差止請求は、事業者が不当な表示を止めた場合であっても可能であることを明示すべきである。 (6) 適格消費者団体及び特定適格消費者団体の機能強化のために、同団体の公益性及び役割に見合う、経済的支援を行うべきである。
12月22日	特定商取引法2016年(平成28年)改正における見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書	大阪弁護士会 会長 福田 健次	<p>当会は、国に対し、2016年(平成28年)改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な法改正等を行うことを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 訪問販売・電話勧誘販売について <ol style="list-style-type: none"> (1) 訪問販売につき、あらかじめ拒絶の意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明示すること (2) 拒否者に対する電話勧誘販売につき、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること (3) 契約の締結の媒介又は代理の業務の委託を受けた者(いわゆる勧誘代行業者)に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文中明示すること (4) 販売業者等を登録制とすること (5) 規制対象の前提となる「電話をかけさせる方法」の範囲を拡大すること (6) 過量販売の規制強化を行うこと 2. 通信販売について <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信販売業者がインターネットを通じて消費者を勧誘し、消費者が契約の申込みを行い又は契約を締結した場合について、行政規制を設けること並びに消費者によるクーリング・オフ及び取消権を認めること (2) インターネットを通じた通信販売による継続的契約について、消費者に中途解約権を認め、中途解約の場合の損害賠償額の上限を規定すること (3) 解約・返品に関するインターネット通信販売業者の受付体制整備義務を新設すること (4) インターネット広告画面等に関する規制強化を行うこと (5) 通信販売業者が不当なインターネット広告の表示を中止した場合であっても、行政処分が可能であることを明示すること (6) 通信販売業者がインターネット上で契約の申込みを受けた場合における、消費者が申込みの過程で閲覧した広告や勧誘過程の動画の保存義務及び消費者への保存内容の提供義務を新設すること (7) 連絡先が不明な通信販売業者及び当該業者の勧誘者等を特定する情報の開示請求権を新設すること (8) 適格消費者団体の差止請求権を拡充すること 3. 連鎖販売取引等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 連鎖販売業に対する開業規制を導入すること (2) 後出し型連鎖販売取引にも規制が及ぶことを条文中明確にすること (3) 不適合者に対する紹介利益提供契約の勧誘等を禁止すること (4) 連鎖販売取引における特定利益の計算方法等の説明義務を新設すること (5) 連鎖販売取引における業務・財務等の情報提供義務を新設すること 4. 特定継続的役務提供 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「アフターサービス」と称する付加的役務への規制を強化すること (2) 関連商品該当性を明確化すること

＜食品表示関係:2件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月3日	加工食品の原料原産地表示の改善を求める意見書	食の安全・監視市民委員会 共同代表 佐野 真理子 山浦 康明	<p>原料原産地表示の新制度が、令和4年3月をもって猶予期限が切れ本格運用となったが、導入前から懸念していた問題点がますます明白となっている。現在の表示をみると、たとえば、一次原材料の原産地が分からない製造地表示が多く、そのほとんどが「国内製造」となっているが、この表示は国産原材料と誤認されやすく、このような表示は消費者が望んでいたところではない。</p> <p>食品表示基準による食品表示を消費者に分かりやすいものとするため、以下のことを求める。誤認を招くような紛らわしい表示は、できるだけ早期に改善すべきである。</p> <p>(1) 製造地表示の見直し 製造地表示をする際には、原材料に遡って原料原産地を表示するよう、食品表示基準の改正を求める。 例) 小麦粉(国内製造) → 小麦粉(国内製造:小麦(米国、カナダ))</p> <p>(2) 大括り表示の廃止 「輸入」という大括り表示を廃止し、3か国以上から輸入する場合は、原則表示に従い3か国目以降を「その他」とし、「上位2か国、その他」と表示するよう改正を求める。 例) 大豆(輸入) → 大豆(米国、ブラジル、その他)</p> <p>(3) 中食・外食の表示 中食・外食も原料原産地表示義務化の対象に含めるよう、早急に検討体制を整備することを求める。</p>
10月27日	遺伝子組み換え表示の改善とゲノム編集食品の表示義務付けを求める要望書	遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン 代表 天笠 啓祐 特定非営利活動法人日本消費者連盟 共同代表 亀山 亜土 佐々木 ミヨ子 マーティン・フリッド	<p>遺伝子組み換え表示制度の改善とゲノム編集食品の表示義務付けを強く求め、以下のような改善を要望する。</p> <p>1. 「分別生産流通管理済み」等の表示を早急に是正すること 「遺伝子組み換えでない」の表示に代わって最近「分別生産流通管理済み」「IP管理済み」等の表示が増えている。これらは遺伝子組み換えでない原料を管理していることを示す表示だが、「遺伝子組み換え」の文字が欠落しているために、何を分別生産流通管理しているか全く分からない。遺伝子組み換え原料を分別流通管理していることが分かるような表示に早急に是正することを要望する。</p> <p>2. 遺伝子組み換え表示基準量を引き下げること 現行基準(5%超かつ3位以内)は、EUやオーストラリア、韓国など諸外国と比較しても緩すぎるため、基準の改定を要望する。</p> <p>3. 社会的検証を取り入れ、食用油等の遺伝子組み換え表示を義務付けること EUでは食用油等にも遺伝子組み換え表示を義務付け、社会的検証で規制が運用されている。遺伝子組み換え表示にも社会的検証を取り入れ、表示を拡大していただきたい。また、関連省庁に対して、トレーサビリティシステムの拡大を要請していただきたい。</p> <p>4. ゲノム編集食品の表示を義務付けること ゲノム編集食品には現在、表示が義務付けられていない。消費者庁は検証が難しいことを表示制度見送りの理由の一つとしているが、ゲノム編集技術は新たな遺伝子操作技術であり、消費者はこれまで食経験のない食べ物を表示もないまま口にする可能性がある。早急に社会的検証による表示制度の確立を要望する。</p>

＜個人情報保護制度:1件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月1日	自然人の自己破産手続等における公告制度の見直しを求める意見書	宮崎県弁護士会 会長 川添 正浩	<p>国は、破産法及び民事再生法を改正し、自然人の自己破産手続及び個人再生手続における公告制度につき、自然人の自己破産手続及び個人再生手続において公告自体を行わない、あるいは公告の方法を官報掲載から裁判所に設置した閲覧専用の端末において一定期間確認することができるようにする等別の方法に変更するように見直すことを求める。</p>

<その他:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月1日	健康保険証との一体化による「マイナンバーカード」の実質義務化の撤回を求めます	主婦連合会 会長 河村 真紀子	10月13日、政府は現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」に切り替えると発表した。任意だったはずのマイナンバーカード取得を実質義務化することに私たちは断固として反対する。 健康保険証は日常的に持ち歩くもので、特に高齢者の使用頻度が高い。他のものと一体化しないことによって様々なリスクを回避すべきであり、このままでは、「マイナ保険証」の紛失や盗難、暗証番号の失念、暗証番号を何度も間違えることによるカード機能の停止などの事態が頻発し、多くの市民に不安と不利益を与えることは必至である。 また、政府は個人に付与する番号が一つであっても利用する組織によって分散管理していると説明しているが、G7をはじめ、多くの国で義務化した共通番号制度の運用は挫折もしくは中止になっている。マイナンバーで多くの事柄を管理しようとする方針は撤回すべきである。 よって、以下のとおり意見を述べる。 1. 健康保険証をマイナンバーカードへ統一するという政府方針を撤回し、現行の保険証と併存させること。 2. 国内外で既に、行政による情報の収集・管理・活用の過程で、個人情報流出・漏洩・悪意に基づく活用が発生していることに鑑み、このような事態における被害救済およびプライバシー権を保障するための制度を政策的に検討し確立すること。 3. マイナンバーカードのデータ活用、紐づけを拡大しないこと。
11月24日	【参考送付】塩野義製薬の新型コロナウイルス治療薬ゾコーバの緊急承認に反対する	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	塩野義製薬の新型コロナウイルス感染症治療薬候補・ゾコーバ錠125mg(一般名:エンシトレルビル フマル酸、以下「本剤」という。)については、令和4年7月20日に開催された厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の薬事分科会と医薬品第二部会の合同会議(以下「合同会議」という。)では要件を満たせず緊急承認に至らなかったところ、11月22日の合同会議において改めて緊急承認を求めている。 本剤については以下の点が指摘されており、これを承認することは臨床試験・薬事承認に関する大原則に背く行為であるとともに、緊急承認制度の本質を歪め、今後の制度のあり方を危うくするものと言わざるを得ない。よって、本剤を現時点で緊急承認することに反対する。 ・後付けの多重解析を追認することに問題がある。 ・臨床的に意味のある有意差なのか疑問がある。 ・緊急承認制度を適用する要件がない。(通常承認手続で審議すべき)
12月15日	国民の暮らしを最優先とする政策の実現を求めます	主婦連合会 会長 河村 真紀子	政治の最優先課題は国民の暮らしを守ることである。よって、以下の対応を政府に求める。 1. 物価高騰による国民の暮らしの負担増を幅広く軽減するため消費税の大幅減税を実施し、軽減税率の範囲を子ども用品を含め生活必需品へ広げること。 2. 金融所得課税の強化、富裕層への課税強化、法人税増税を実施し、防衛費の増額や助成金のばらまきではなく、生活が立ち行かなくなっている国民のための社会保障の充実や教育支援の財源とすること。 3. 企業の内部留保を賃金など国民への再分配に差し向けるよう政策的な手立てを講じること。 4. 多くの女性が子育てや介護をしながら非正規雇用で働くなか、男女の賃金格差が特にシングルマザー、中高年単身女性を苦しめ続けている。正規・非正規雇用及び男女の賃金格差を是正するための政策を実現すること。
12月19日	【参考送付】シルガード9の定期接種化に反対する～予防接種実施規則の一部を改正する省令案(概要)に対する意見書(パブリックコメント)～	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	シルガード9は、2020年7月に承認された9価のHPV(子宮頸がん)ワクチンである。その主成分と設計は、日本で既に定期接種化されているHPVワクチンである4価のガーダシル、2価のサーバリックスと基本的に同一であるところ、2価と4価のワクチンでは深刻な副反応が認められており、シルガード9においても、4価のガーダシルと同様の特徴を持った副反応が報告されている。 大前提として、ワクチンを定期接種化し、国民に接種の努力義務を課すには、高い安全性と有効性が必要である。しかし、シルガード9は、HPVワクチンとして備えるべき安全性を有しておらず、危険性を上回るベネフィットがあるとも認められない。ましてや、定期接種化にふさわしい高い安全性と有効性を備えているとは到底いえない。 よって、当会議は、シルガード9の定期接種化(予防接種実施規則の一部を改正する省令案)に強く反対する。